

第138回

横浜市都市計画審議会

議事録

- 1 開催日時 平成27年8月25日（火）午後2時00分～午後4時16分
- 2 開催場所 ラジオ日本クリエイト AB会議室
- 3 議 案 2 ページ
- 4 資 料 都市計画案件の計画書、計画図、参考資料
- 5 出席委員及び
欠席委員 3 ページ
- 6 出席した関係
職員の職氏名 4 ページ
- 7 議事の内容 6 ページ
- 8 開催形態 全部公開

第 138 回横浜市都市計画審議会案件表

日 時 平成 27 年 8 月 25 日(火)午後 2 時開始
場 所 ラジオ日本クリエイト AB 会議室

■ 審議案件

1 都市計画案件

説明区分	議題番号	件名	内容
No. 1	1085	横浜国際港都建設計画 特別緑地保全地区の決定	【上川井町露木谷特別緑地保全地区】 (1085) 【本郷三丁目特別緑地保全地区】 (1086) 【今井町美立橋特別緑地保全地区】 (1087) 【上郷町瀬上特別緑地保全地区】 (1088) 周辺住宅地からの優れた風致景観を保全するとともに、地域住民の健全な生活環境を確保するため、特別緑地保全地区を決定します。
	1086	横浜国際港都建設計画 特別緑地保全地区の決定	
	1087	横浜国際港都建設計画 特別緑地保全地区の決定	
	1088	横浜国際港都建設計画 特別緑地保全地区の決定	
No. 2	1089	横浜国際港都建設計画 道路の変更	【3・4・53号新吉田中川線】 新吉田中川線は、都市計画道路網の見直しを行った結果、第三京浜道路都筑インターチェンジとタウンセンターとのアクセス性の向上を図るため、「追加候補」としています。 今回、大熊東山田線や主要地方道横浜生田の混雑緩和のため、第三京浜道路都筑インターチェンジから丸子中山茅ヶ崎線までの延長約910メートルの区間を追加します。

2 その他案件

説明区分	議題番号	件名	内容
No. 3	1090	建築基準法第 51 条に基づく 産業廃棄物処理施設の変更	【JFE環境株式会社 横浜クリーン資源化工場】 鶴見区末広町に設置されているがれき類の破砕施設、木くずの破砕施設及び廃プラスチックの破砕施設の処理能力を増強します。
	1091	建築基準法第 51 条に基づく 一般廃棄物処理施設の設置及び 産業廃棄物処理施設の変更	【JFE環境株式会社 ケミカル工場】 鶴見区弁天町において一般廃棄物処理施設について、廃乾電池の選別施設及び破砕施設の設置並びに廃蛍光灯、水銀の付着した廃電球の混練不溶化施設の設置します。 また、産業廃棄物処理施設について、廃酸又は廃アルカリの中和施設及び汚泥の脱水施設の処理能力を増強します。

■ 報告事項

1 横浜市都市計画マスタープラン区プラン(西区プラン及び泉区プラン)の改定について

出席委員

政策研究大学院大学教授	森 地 茂
横浜国立大学大学院教授	高見沢 実
東京都市大学特別教授	小 堀 洋 美
首都大学東京健康福祉学部准教授	橋 本 美 芽
横浜商工会議所専務理事	塚 原 良 一
横浜農業協同組合代表理事組合長	石 川 久 義
社団法人神奈川県宅地建物取引業協会副会長	山野井 正 郎
有限会社玉野建築設計	玉 野 直 美
横浜市会議長	梶 村 充
〃 副議長	加 藤 広 人
〃 政策・総務・財政委員会委員長	古 川 直 季
〃 国際・経済・港湾委員会委員長	小 粥 康 弘
〃 市民・文化観光・消防委員会委員長	大 岩 真善和
〃 こども青少年・教育委員会委員長	望 月 康 弘
〃 健康福祉・医療委員会委員長	関 勝 則
〃 温暖化対策・環境創造・資源循環委員会委員長	福 島 直 子
〃 建築・都市整備・道路委員会委員長	渋谷 健
自治会・町内会長	磯 崎 保 和
横浜のまちづくりに携わった経験のある者	田 中 伸 佳
横浜のまちづくりに携わった経験のある者	星 野 純 明

欠席委員

駒澤大学法学部教授	内 海 麻 利
武蔵野大学経済学部教授	瀬 古 美 喜
横浜国立大学大学院准教授	田 中 稲 子
横浜ランドマーク法律事務所	黒 田 陽 子
横浜市会水道・交通委員会委員長	輿 石 且 子
神奈川県警本部交通部交通規制課長	瀬 崎 瑠 里

出席した関係職員の職氏名

環境創造局みどりアップ推進部緑地保全推進課長	松本光正
〃 担当課長	清水健二
〃 課長補佐（みどりアップ推進部緑地保全推進課担当係長）	綿貫理
〃 課長補佐（みどりアップ推進部緑地保全推進課担当係長）	坂井和洋
〃 みどりアップ推進部緑地保全推進課担当係長	岩ヶ谷和則
〃 みどりアップ推進部緑地保全推進課担当係長	江成卓史
〃 担当	安井弓子
〃 担当	三枝浩次郎
〃 担当	岩下篤
〃 担当	村松雅子
〃 担当	大久保大輔
道路局計画調整部企画課長	曾我幸治
〃 担当係長	高橋慶
〃 担当	山蔭晴行
〃 担当	中臺はる菜
建築局建築指導部建築環境課長	小笠原泉
〃 市街地建築係長	林香織
〃 担当	清水逸平
〃 担当	前田理子
資源循環局事業系対策部一般廃棄物対策課担当係長	秋田優
〃 担当	服部尚久
〃 担当	保坂涼平
〃 産業廃棄物対策課施設指導係長	近藤淳史
〃 担当	朝比奈宏明
〃 担当	瀬戸浩二
〃 担当	小菅達矢
〃 担当	大槻浩平
都市整備局地域まちづくり部地域まちづくり課長	石津啓介
〃 担当係長	菅井亜紀子
〃 担当	鈴木淳
〃 担当	関 緩美
〃 担当	松井綾子
〃 担当	植竹秀樹
〃 担当	石土健太郎

〃	担当	高 山 舞
西区総務部区政推進課長		鈴 木 昇
〃	まちづくり調整担当係長	河 野 学 峰
〃	企画調整係担当	相 馬 由佳子
泉区総務部区政推進課長		大 蔭 直 子
〃	まちづくり調整担当係長	中 口 岳 宙
〃	担当	浅 野 久美子

(事務局)

建築局長		坂 和 伸 賢
〃 企画部長		秋 元 康 幸
〃 都市計画課長		嶋 田 稔
〃 地域計画係長		小 林 和 広
〃 都市施設計画係長		川 崎 哲 治
〃 調査係長		曾 我 太 一

議事のでん末

1 開 会

● 森地会長

定刻となりましたので、第138回横浜市都市計画審議会を開会します。

大変お忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。

傍聴者の方は、受付でお渡しした傍聴者の注意事項をお守りいただき、審議会の秩序の維持に御協力をお願いします。

初めに、審議会の進行等について事務局から説明をお願いします。

2 会議公開の確認

● 建築局都市計画課調査係長

本日の審議会の進行等について御説明します。

本審議会は、横浜市附属機関の会議の公開に関する要綱に基づき、公開とさせていただきます。傍聴の方がいるとともに、会議録も公開となります。

3 委員の紹介

● 建築局都市計画課調査係長

初めに、今回から新たに委員に就任された横浜市会議員の委員を御紹介します。

市会議長の梶村充委員ですが、所用により遅参します。

続いて、市会副議長の加藤広人委員です。

● 加藤委員

どうぞよろしくをお願いします。

4 定足数の確認

● 建築局都市計画課調査係長

次に、定足数について御報告します。

本日御出席の委員は25名中18名ですので、横浜市都市計画審議会条例第6条に定める2分の1の定足数に達しています。

5 配付資料の確認

● 建築局都市計画課調査係長

続いて、本日の資料の確認します。

本日の進行を示した次第が1枚、審議案件についての諮問書の写しが2枚、横浜市都市計画審議会委員名簿が1枚、本日の座席表が1枚、報告事項の西区プランについての追加資料が1部、そして事前に送付あるいはお渡しした審議案件等に関する資料を綴じた青い

ファイルが1冊。

本日の資料は以上になります。不足等がありましたらお申し出ください。

6 審議会の進行

● 建築局都市計画課調査係長

次に、本日の審議案件等について御説明します。

本日の審議案件は、審議案件が7件、報告事項が1件です。

説明は、スクリーンを使用して行います。

また、本日机上に配付した資料を除き、内容は全てお手元の青いファイルに入っています。

次に、審議における発言方法について御説明します。

まず、御発言の際は挙手をしていただきます。挙手の順番に会長がお名前をお呼びしますので、係の者がお持ちするマイクを使用して御発言ください。御発言終了後は、係の者にマイクをお戻しください。

最後に、議決方法について御説明します。

会長が議案について異議の有無をお諮りし、異議がない場合は、会長が議案を了承する旨を宣言します。異議がある場合は、会長は議案に賛成する委員に挙手を求め、挙手者の多少により可否の結果を宣言します。

事務局からの説明は、以上です。

7 議事録署名委員の指名

● 森地会長

これより審議に入りますが、その前に、本日の審議会の議事録署名委員を指名させていただきます。

本日は、石川委員と山野井委員にお願いします。よろしくをお願いします。

8 審議

(1) 特別緑地保全地区に関する案件

ア	議第1085号	横浜国際港都建設計画	特別緑地保全地区の決定
イ	議第1086号	横浜国際港都建設計画	特別緑地保全地区の決定
ウ	議第1087号	横浜国際港都建設計画	特別緑地保全地区の決定
エ	議第1088号	横浜国際港都建設計画	特別緑地保全地区の決定

● 森地会長

それでは、審議案件について事務局から説明を始めてください。

● 建築局都市計画課長

議第1085号から1088号までは特別緑地保全地区に関する案件ですので、一括して御説明

します。

特別緑地保全地区は、都市緑地法に基づき定める地域地区です。都市緑地法は、都市における緑地の保全及び緑化の推進に関し必要な事項を定めることにより、良好な都市環境の形成を図り、もって健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的とする法律です。

特別緑地保全地区の指定要件ですが、都市計画区域内にある無秩序な市街地化の防止等に資する緑地や、伝統的又は文化的意義を有する緑地、地域住民の健全な生活環境の確保に必要であり、かつ風致、景観が優れた緑地、又は動植物の生息地、生育地となる緑地に該当するものについて、都市計画に定めることができますとしています。

次に、本市の上位計画における位置付けについて御説明します。

横浜らしい水・緑環境の実現に向けて、平成18年12月に「横浜市水と緑の基本計画」を策定しました。これに基づく重点的な取組として「横浜みどりアップ計画」を策定しており、樹林地の保全、活用などを推進しています。また、昨年度に策定した「横浜市中期4か年計画」においても「横浜みどりアップ計画」に基づき、まとまりのある樹林地の保全を市民と進めるとしています。

「横浜市水と緑の基本計画」では、緑の七大拠点、河川沿いのまとまりのある農地・樹林地の拠点、市街地をのぞむ七つの丘、海をのぞむ丘、郊外部のまとまりのある樹林地、市街地の樹林地の中の良好な緑地について、特別緑地保全地区を指定することとしています。

また、「みどりアップ計画」では、樹林地の確実な保全の推進などを施策に掲げ、その事業の一つに、特別緑地保全地区を含めた緑地保全制度による指定の拡大、市による買取りを挙げています。本市の緑地保全制度には、特別緑地保全地区、近郊緑地特別保全地区として都市計画を定め、永年的に保全する制度と、市民の森など市と土地所有者とも10年以上の契約を結び、条例に基づき保全する制度があります。これまでに指定した特別緑地保全地区は全部で108地区、面積は約356.4haとなっています。

次に、各案件について御説明します。

本日御審議いただく案件は、旭区の上川井町露木谷特別緑地保全地区、瀬谷区の本郷三丁目特別緑地保全地区、保土ヶ谷区の今井町美立橋特別緑地保全地区、栄区の上郷町瀬上特別緑地保全地区の合計4件で、全て新規決定案件です。

それでは初めに、旭区の上川井町露木谷特別緑地保全地区について御説明します。

本地区は旭区の西端部、相鉄本線三ツ境駅の北、約1.3kmの位置にあります。

続いて、本地区の区域図を御覧ください。

面積は、約10.3haです。

区域区分は、市街化調整区域です。

画面は、本地区周辺の航空写真です。

次に、現況写真です。本地区を北側から見た状況です。

本地区を西側から見た状況です。

地区内の現況写真です。

植生は主にスギ、ヒノキ等の針葉樹林で、一部にシラカシ、ミズキ等の広葉樹林があります。

次に、上位計画の位置付けについてですが、本地区は、横浜市水と緑の基本計画において緑の七大拠点の川井・矢指・上瀬谷地区に位置しており、土地所有者の理解と協力を得て、市民の森や特別緑地保全地区などの指定や公園整備、農地の活用により優先的に保全するとしています。

また、「横浜市都市計画マスタープラン旭区プラン」においても区の6つの緑の拠点の一つに位置しており、区内に広がる大規模な緑地、市街地に残っている樹林地や斜面緑地、農地について、土地所有者の協力を得ながら保全・活用を図るとしています。

続いて、瀬谷区の本郷三丁目特別緑地保全地区について御説明します。

本地区は瀬谷区の西部、相鉄本線瀬谷駅の北西約600mの位置にあります。

続いて、本地区の区域図を御覧ください。

面積は、約0.3haです。隣接して本郷三丁目公園があります。

用途地域は、第一種低層住居専用地域です。

画面は、本地区周辺の航空写真です。

次に、現況写真です。

本地区を南西側から見た状況です。

本地区を東側から見た状況です。

地区内の現況写真です。

植生は、スギ等の針葉樹林、ケヤキ等の落葉広葉林及び竹林です。

上位計画の位置付けについてですが、本地区は、「横浜市水と緑の基本計画」において境川の源・上流域に位置しており、緑の拠点となっている樹林地や農地の保全を進めるとしています。

また、「横浜市都市計画マスタープラン瀬谷区プラン」においても大門川沿いの水と緑の基本軸に位置しており、川沿いの民有緑地の保全や水質の向上を図るとともに、区民が水辺で親しめるよう、瀬谷中央公園などと一体となった散策ルートを整備するとしています。

次に、保土ヶ谷区の今井町美立橋特別緑地保全地区について御説明します。

本地区は保土ヶ谷区の南西部、JR横須賀線東戸塚駅の北、約2kmの位置にあります。

続いて、本地区の区域図を御覧ください。

面積は、約5.0haです。

区域区分は、市街化調整区域です。

画面は、本地区周辺の航空写真です。

次に、現況写真です。

本地区を北側から見た状況です。画面に表示されている範囲が今回指定する区域です。

こちらは、本地区を西側から見た状況です。

こちらは、地区内の現況写真です。

植生は、スギ、ヒノキ等の針葉樹林、コナラ、ケヤキ、ミズキ、ウメ等の広葉樹林と竹林等が混在した樹林地で、一部に草地があります。

上位計画の位置付けについてですが、本地区は、横浜市水と緑の基本計画において、緑の七大拠点の大池・今井・名瀬地区に位置しており、土地所有者の理解と協力を得て、市民の森や特別緑地保全地区などの指定や公園整備、農地の活用により優先的に保全するとしています。

また、「横浜市都市計画マスタープラン保土ヶ谷区プラン」においても今井・権太坂・境木地域に位置しており、市街化調整区域内のまとまった緑地を保全するとしています。

最後に、栄区の上郷町瀬上特別緑地保全地区について御説明します。

本地区は栄区の東部、JR根岸線港南台駅の南東、約1.2kmの位置にあります。

続いて、本地区の区域図を御覧ください。

面積は、約1.5haです。

隣接して、円海山近郊緑地特別保全地区があります。

区域区分は、市街化調整区域です。

画面は、本地区周辺の航空写真です。

次に、現況写真です。

本地区を南側から見た状況です。画面に表示されている範囲が今回指定する区域です。

本地区を西側から見た状況です。

本地区を東側から見た地区内の現況写真です。

植生は、北側にタブノキ、ムクノキ、ミズキ等の混交林及び笹地、南側にタブノキ、コナラ、イヌシデ等の混交林及び竹林です。

上位計画の位置付けについてですが、本地区は、「横浜市水と緑の基本計画」において、緑の七大拠点の円海山周辺地区に位置しており、土地所有者の理解と協力を得て、市民の森や特別緑地保全地区などの指定の活用により優先的に保全するとしています。

また、「横浜市都市計画マスタープラン栄区プラン」においても緑と水の拠点に位置しており、優先度の高い緑地、水辺については、土地所有者や地域の協力を得ながら、市民の森や緑地保全地区などの指定を行うなど、多様な施策により保全を検討するとしています。

以上4地区について、周辺住宅地からの優れた風致景観を保全するとともに地域住民の健全な生活環境を確保するため、特別緑地保全地区を決定します。

なお、都市計画法第17条に基づく縦覧を平成27年6月15日から平成27年6月29日まで行いました。

上川井町露木谷特別緑地保全地区、本郷三丁目特別緑地保全地区、今井町美立橋特別緑

地保全地区の3地区についての意見書の提出はありませんでした。

上郷町瀬上特別緑地保全地区については、賛成1通、反対10通、その他3通、計14通、14名の方から意見書の提出がありました。

なお、意見書の様式は、意見の区分として「賛成」「反対」「その他」のいずれかを提出者が選択し、具体的な意見を記入する形となっています。

今回いただいた意見ですが、隣接する上郷猿田地区の都市計画提案区域に関する意見を多数いただいているため、最初に、今回御審議いただく上郷町瀬上特別緑地保全地区の区域について補足説明します。

上郷町瀬上特別緑地保全地区については、東側に円海山近郊緑地特別保全地区、西側に上郷猿田地区における都市計画提案区域があります。両地区に挟まれた区域が、今回指定する上郷町瀬上特別緑地保全地区となります。

意見書について意見を大きく区分しますと、賛成意見、反対意見、その他意見それぞれにおいて、1、上郷町瀬上特別緑地保全地区について、2、その他、上郷猿田地区都市計画提案についての意見書が提出されています。

それでは、意見書の要旨と、これに対する都市計画決定権者の見解について説明します。

説明の順番ですが、最初に1、上郷町瀬上特別緑地保全地区についての賛成、反対、その他意見の要旨について説明し、都市計画決定権者の見解を説明します。その後、2、その他、上郷猿田地区都市計画提案の意見の要旨と、都市計画決定権者の見解について説明します。

詳細については、お手元の資料「都市計画提案に対する意見書の要旨と都市計画決定権者の見解」を御覧ください。

まず、賛成意見の1、上郷町瀬上特別緑地保全地区についてですが、上郷町瀬上特別緑地保全地区を指定することには賛成である。優れた緑地を保全することは、健全な横浜市民を育てるためである。今回の緑地指定は、上郷開発事業計画を認めたことを隠蔽するアリバイづくりではないかという意見です。

次に、反対意見の1、上郷町瀬上特別緑地保全地区についてですが、上郷町瀬上特別緑地保全地区を残す事によって、横浜市は都市と自然が共存している、人が住みやすいところであることをアピールできるという意見です。

最後に、その他意見の1、上郷町瀬上特別緑地保全地区についての意見です。

緑地指定が増えるのは望ましい。市街地に変更する開発を都市計画提案に関する評価委員会で容認したことの代償であるがごとき、今回の指定に疑問を感じる。なぜ今指定するのか不明であるという意見です。

これらに対する都市計画決定権者の見解です。

横浜市では「横浜市水と緑の基本計画」に基づき、まとまりのある緑を守り、つくることで、横浜ならではの魅力を創造し、暮らしやすい快適なまちづくりを進めています。

今回指定する上郷町瀬上特別緑地保全地区は、緑の七大拠点の一つである円海山周辺地

区に位置しており、土地所有者の理解と協力を得て、市民の森や特別緑地保全地区などの指定により優先的に保全するとしています。また、隣接して円海山近郊緑地特別保全地区があり一体的な緑地の保全を推進しています。今回、保全を推進する中で土地所有者の理解と協力が得られたことから指定するものです。

指定後、本地区内では建築物の新築や宅地の造成、木竹の伐採等の行為は制限されます。続いて2、その他、上郷猿田地区都市計画提案の意見について説明します。

最初に、賛成意見の2、その他、上郷猿田地区都市計画提案についてですが、上郷開発事業計画で、市街化調整区域から市街化区域へ変更され、埋め立て、破壊されることについては、断固反対する。なぜ横浜みどり税を、この12haの土地の買取りに適用しないのかという意見です。

次に、反対意見の2、その他、上郷猿田地区都市計画提案についてですが、貴重な緑地を壊さないでほしい、森はなくしたら帰ってこない。開発された場合、ホテルなど都市部には珍しいこの地の生物多様性を保全できるのか疑問である。横浜の原風景や太古の営みに触れられるような場所として保護してほしい。人口減少、少子高齢化が進む中、自然を壊して開発し商業施設やマンション等を作る必要はない。開発には反対である。瀬上は貴重な元の価値を無くしてまで住宅地を造るような場所ではない。緑地の維持拡大を望んでいる市民の声にこたえていると思えない。現在の緑地全体を指定する必要がある。誰のための横浜みどり税なのか。一方で課税して、一方で開発して緑地破壊する意味が全く分からないなどの意見です。

最後に、その他意見の2、その他、上郷猿田地区都市計画提案についてですが、今回の地区のみ特別緑地保全地区に指定し、後は開発するという事にならないようお願いするという意見です。

これらに対する都市計画決定権者の見解です。

今回指定する区域外である上郷猿田地区については、平成26年1月に都市計画法第21条の2に基づく都市計画提案が提出されました。この提案については、様々な観点から検討を行い、円海山周辺地区に連なる良好な緑地を担保しつつ、また、地区の将来を見据えバランスに配慮した提案であることから、今後手続を進めた上で、横浜市都市計画審議会へお諮りする予定です。

都市計画案に対する意見の要旨と都市計画決定権者の見解についての説明は、以上です。以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

●森地会長

議第1085号から1088号までの質疑に入ります。

本件については全体についての御意見もあると思いますので、質疑について、4件まとめて行う方法をとりたいと思います。よろしいですか。

(異議なし)

●森地会長

それでは、議第1085号から1088号の質疑に入ります。

ただいまの案件について、御意見、御質問がありますか。

●磯崎委員

上郷猿田地区の御説明がありました。それについて一言、私の考えを発言します。

厳しい意見がこの意見書では出ましたが、長い間、町内会、自治会、地域の御承認を得てこのような進め方、そして緑とホテルが出るところ、バランスのとれた開発をするということですので、私は、これをしっかりと守りながら、そして開発を進め、あの地域を壊さない、バランスのとれた開発をしていくことがこれからの、栄区にしても地域、あの周辺の開発に対する、厳しい今の状況より、開発ができ、そして地域が発展し、さらにあの周辺の緑、そしてまちができる、ある程度人口も増えるということですので、私は、この問題についてはそんな大反対をされるようなことではないと考えています。

●小堀委員

全体的なことですが、特別緑地保全地区は、景観が優れていることや動植物が生息しているとしているが、従来指定されたところは、景観上いい地区のみで、動植物の視点から保全されたケースはほとんどない。今回はそれに対する説明がなかったもので、どちらか、あるいは両方といったことがわかれば教えてほしい。

生き物についてというのは、最後に説明のあった上郷もそうかもしれないが、本来、横浜の原風景である里山にいたような生物など、基本的には湿地、水田も含めて。そういう生息場所がなくなっている部分もありますし、そういう意味ではホテルやホトケドジョウなど、それから、それ以外にカヤネズミなども。多摩川流域ではこういう調査をしたことがあるのですが、残念ながら横浜は新治が最後で、それ以降、研究室の博士の学生が調査をしたが残念ながらいないという状況ですので、指定をするときに景観だけに視点を置いたというのではなくて、できれば二つの要件を含んだ地区ようなところを指定することが望ましいと思います。、それについて説明してほしい。

●建築局都市計画課長

樹林地は、御存じのとおり生き物にとって重要な生息・生育場所であり、移動場所に伴ってどんどん移動もしていくということで、非常に大事な場所だという認識です。

指定要件としては、風致景観という指定要件でも、特別緑地保全地区の指定を進めて緑地を確実に担保することで、動植物の生息・生育環境を保全するとともに生物の多様性の確保も図れるものとは考えています。

小堀委員の御指摘の生物多様性の、動植物の生息地又は生育地という要件の適用については、他都市での指定事例なども研究・検討している状況です。本市での適用については引き続き課題としていきます。

●小堀委員

樹林地があれば、増やせばいいという問題ではないと思います。先ほど言ったカヤネズミも、もう1.5ha以下になってしまうとそこで独立個体として生きていくことができない

ため、かなり広さが必要です。今回は10ha以上の広い森林の指定案件もあるので、これは望ましいと思います。しかし、本当に移動ができるようなところに、移動した先に繁殖できるような森林があるのかといった全体の位置、空間的な位置、つながり具合、そういうものも含めて指定していかないと、結果的には緑を、合計したらこうなりましたということだけでは本当は守れないと思います。そういうところも配慮した全体計画の中でどこを優先的に指定するのかといった考えが見えない。

それは提案があつて初めて指定されるので、このこと自体は大変すばらしいことだと思つていますが、指定する側の市としては、そういうことも考えてほしい。

それからもう一点、補足になりますが、上位計画の横浜の水と緑の基本計画では、先ほど七つの要件が挙がっていましたが、これ以外に強調しているのは、横浜には七つの流域があつて、いずれも源流から下流まで含まれていて、流域レベルで保全すること。横浜の「水と緑の基本計画」となっているのは、水と緑をあわせて保全するという意味で、全国でみると、一体的にしているところは少ないので、横浜の本当に誇るべき計画だと思つています。

私は、水と緑の新しい計画を考える審議会の委員もしていますが、流域レベルの視点に重点が置かれることになっていきますので、そのような視点から個別に出てきた案件を市の上位計画に適合した、あるいは将来、発展的に考えて重点を置くところを指定するような方向性で考えていただければさらにいいかと思つています。

●環境創造局緑地保全推進課長

風致景観を守ることで都市計画決定することによって、生物の多様性が図れる、そういう目的を達成できていると思つています。今、他都市の現状を調べていますが、例えば川崎市では、農業振興地域などの自然度が高いようなところで特別緑地保全地区を指定した場合には、都市緑地法第12条3項ロを適合しているとか、あるいは町田市ではカタクリが自生していたということで、それを根拠として3-ロを適合したという実例もあります。

横浜市も平成27年1月に生物多様性行動計画ヨコハマbプランをつくりましたので、それに沿つて考えてみますと、緑の七大拠点、10大拠点は生物多様性に優れるネットワークの核となり得るような場所ですし、つながりの森についてもそういう場所です。また、先生から御指摘のありましたような面積がある程度ないと生物多様性が図れない、という問題もあるので、どのような条件であれば適用できるのかを研究していきたいと思つています。

●星野委員

この地域はアカガエルとか、先ほど言われたカヤネズミ、ホタルも源氏、平家両方います。そういう面で、植物も含めて大切な生物がいるということです。

そこで、生物多様性の方はきちんと保たれると言われましたが、今までどの程度生物調査をやってきたのか、分かれば教えてほしい。

●建築局都市計画課長

今の御質問ですが、今回、上郷猿田地区については民間事業者の都市計画提案による計

画で、基本的には事業者が調査等を行っています。また、あわせて環境アセスの手續等も
行っています。

上郷猿田地区については、前回の本審議会でも御報告しましたが、今後、改めて必要な手
続を進めていき、さらに本審議会でもお諮りします。その際に、今、御指摘のような調査
等の経過もあわせて御報告します。

●森地会長

星野委員は、了解されたようですが、小堀委員からのお話も、この指定がまずいとい
うことではなく、意見のあったことをきちんと踏まえて検討しているのかということだろ
うと思います。したがって、この場所だけではなく、それらについてどのような調査をして
いるのか別の機会に答えてほしい。

●建築局都市計画課長

承知しました。

●森地会長

それでは、御意見、御質問出尽くしたようですので、ただいまの議第1085号から1088号
までの各号について、一体の都市計画ではありませんが、まとめて決をとる方法をとりたい
と思います。よろしいですか。

(異議なし)

●森地会長

それでは、議第1085号から議第1088号までの各案件について、原案どおり了承してよろ
しいですか。

(異議なし)

●森地会長

それでは、議第1085号から1088号までについて、原案どおり了承します。

(2) 3・4・53号新吉田中川線に関する案件

オ 議第1089号 横浜国際港都建設計画 道路の変更

●森地会長

次の案件の説明をお願いします。

●建築局都市計画課長

議第1089号 横浜国際港都建設計画、道路の変更、3・4・53号新吉田中川線について
説明します。

新吉田中川線については、都市計画道路網の見直しに基づく都市計画案件であるため、
初めに、都市計画道路網の見直しの経緯及び概要を説明した後、都市計画変更の内容、新
吉田中川線の追加について説明します。

それでは、都市計画道路網の見直しの経緯及び概要について説明します。

横浜市の都市計画道路の多くは、昭和40年代までに都市計画決定されました。その後、

都市構造や社会状況などのさまざまな面での変化への対応や、平成14年8月に取りまとめられた国の社会資本整備審議会の中間答申を踏まえ、未着手の幹線街路を対象として、将来を見据えつつ、全市的な観点から骨格的な道路網の検証、及び地域的な観点から個別路線、区間の必要性を検証し、平成16年度より都市計画道路網の見直しを行いました。

ここで、見直しの経緯について説明します。

平成16年7月の本審議会において、これからの都市計画道路網のあり方について諮問し、答申をいただいた後、節目ごとに市民の皆様から御意見を伺うとともに、本審議会に進捗状況などを報告し、平成20年5月に都市計画道路網の見直しの素案として取りまとめました。

この都市計画道路網の見直しの素案の内容について、説明します。

横浜市内の都市計画道路は、自動車専用道路などを除きますと平成18年度末時点で約689kmあり、このうち整備済みが約6割、事業中が約1割、残る約3割、約196kmの幹線街路が未着手となっていました。

画面右側の図に、見直しの対象となる未着手の路線、区間を赤い点線でお示ししています。

これらの路線について、円滑な移動の確保などの視点からの必要性や周辺環境、土地利用との整合、既存道路の有効活用の検証などを行った結果、存続が約173km、変更候補が約13km、追加候補が約6km、廃止候補が約10kmとなり、この結果、見直し後の延長は約191kmとなりました。

この見直しの素案に基づき、順次手続を進めており、現在、都市計画変更を告示済みの路線は、御覧の廃止候補7路線及び変更候補7路線の計14路線です。

なお、今回追加する新吉田中川線は、画面の緑色の丸で囲まれた区間です。

それでは、都市計画変更の内容、新吉田中川線の追加について説明します。

こちらは港北ニュータウン周辺を示したものです。図に示す桃色の区域は、港北ニュータウン建設事業に伴う土地区画整理事業の区域です。

港北ニュータウン建設事業は昭和40年に横浜市の六大事業の一つとして発表され、土地区画整理事業によりまちづくりが行われました。また、港北ニュータウン建設事業では、センター南駅、センター北駅周辺をタウンセンターと位置付けています。

周辺の主な道路は、西側に東名高速道路、東側に第三京浜道路、その間に御覧のような南北方向の都市計画道路があります。また、東西方向には、御覧のような都市計画道路や主要地方道横浜生田があります。南北方向に比べ東西方向の幹線道路が少ない状況となっています。

第三京浜道路都筑インターチェンジ周辺を拡大します。

第三京浜道路都筑インターチェンジとタウンセンターを最短で結ぶ経路には、主要地方道横浜生田があります。

画面は、主要地方道横浜生田の現在の状況です。片側1車線の2車線の道路であり、現

在の交通量は1日当たり約13,000台となっており、特に朝夕の混雑が見られます。

次に、将来交通量について説明します。

主要地方道横浜生田は、大熊東山田線から丸子中山茅ヶ崎線の区間は、一日当たり約14,000台と推計されています。

次に、上位計画について説明します。

「横浜市都市計画マスタープラン都筑区プラン」では交通体系の整備の現状と課題の中で、タウンセンターを挟んだ東西方向の軸線の強化が課題であるとしており、具体的な取組として、第三京浜道路都筑インターチェンジとタウンセンターとのアクセス性を高める新吉田中川線の整備を掲げています。これらを受けて、都市計画道路網の見直しの素案において新吉田中川線は、第三京浜道路都筑インターチェンジとタウンセンターとのアクセス性の向上を図るため、両者を結ぶ区間を追加候補としています。

次に、追加する新吉田中川線の計画内容について説明します。

本路線は今回、大熊東山田線や主要地方道横浜生田などの混雑緩和のため、第三京浜道路都筑インターチェンジから丸子中山茅ヶ崎線までの区間を新たに都市計画道路として追加します。

画面の図上に示している数字は、新吉田中川線の計画の有無による将来交通量の比較です。上段が、新吉田中川線がない場合、下段が、新吉田中川線がある場合の将来交通量です。新吉田中川線が1日当たり約11,000台の交通量を分担することにより、主要地方道横浜生田の交通量が1日当たり約7,000台と推計され、交通量が半減します。また、大熊東山田線などの他の道路の混雑緩和にも寄与することが期待されます。

追加する区間を拡大します。

赤い実線で囲まれた区域が、追加する新吉田中川線です。都筑区早瀬一丁目を起点とし、港北ニュータウン緑道3号、通称せきれいのみちと交差して都筑区勝田町を終点とする延長約910m、交通量は1日当たり約11,000台としています。

航空写真に重ねると、画面のようになります。

次に、現況写真です。

こちらは、起点側の大熊東山田線との交差部の状況です。現在は、第三京浜道路都筑インターチェンジと大熊東山田線のT字の交差点となっています。

画面は、起点側の大熊東山田線から区域を終点に向かって見た状況です。

次は、交差するせきれいのみちの状況です。

続いて、港北ニュータウン建設事業に伴い整備された区画道路の状況です。

画面は、終点側の丸子中山茅ヶ崎線との交差部の状況です。現在は、写真縦方向の主要地方道横浜生田と、写真横方向の丸子中山茅ヶ崎線との交差点となっています。

次に、縦断図について説明します。

新吉田中川線は、せきれいのみちなど既存の歩行者ネットワークの利用環境、周辺環境の維持に配慮し、起点側から一部区間については地表面より道路面が低い掘割構造とし、

市道大柵第183号線で平面交差する計画としています。

次に、主な断面について説明します。

まず、代表幅員18mの断面図1では、片側1車線の2車線、幅員4mの歩道を設置する計画としています。

次に、掘割構造の断面図2では、片側1車線の2車線とし、港北ニュータウンのまちづくりとの整合や歩行者等の通行の連続性を考慮して、幅員6mの区画道路を含める計画としています。

次に、せきれいのみちとの交差部の断面図3では、新吉田中川線の上をせきれいのみちが横断する計画としています。

次に、大熊東山田線との交差部付近の断面図4では、第三京浜道路との車両の行き来のために必要な車線構成や、交差点に計画している歩道橋の設置に必要な幅として、幅員を40mとしています。

以上により、今回追加する都市計画の内容は、名称は「3・4・53号新吉田中川線」、起点は都筑区早淵一丁目、終点は都筑区勝田町、延長約910m、代表幅員18m、車線の数、2車線、構造形式は地表式となります。

追加する都市計画の内容についての説明は、以上です。

新吉田中川線については、平成27年2月13日に公聴会を開催し、公述の申し出をいただいた4名の方に公述していただきました。内容については、お手元の資料「公述意見の要旨と市の考え方」を御覧ください。

また、新吉田中川線の追加につきまして、都市計画法第17条に基づく縦覧を平成27年5月15日から5月29日まで行い、意見書の受け付けを行ったところ、反対1通、その他3通の計4通、4名の方から提出がありました。

意見書の要旨と、これに対する都市計画決定権者の見解について説明します。詳細については、お手元の「都市計画案に対する意見書の要旨と都市計画決定権者の見解」を御覧ください。

意見は大きく区分すると、反対意見については都市計画案についてなどとなり、その他意見については構造形式について、計画書について、情報提供についてとなります。

まず、反対意見の1、都市計画案については、これから造る道路なので住民の身になってほしい。環境を唯一に考える港北ニュータウンの理念にあっていない。計画道路位置を南側に移動して、歩道と車道を区別することを何度もお願いしてきたが、当該用地を不動産会社が販売している。サイクリングロードがなく、これから造る道路としての価値がない。後から整備すると膨大な費用がかかるという意見です。

これに対する見解です。

港北ニュータウンの道路計画は、多くの交通を受け持つ幹線道路、地区内のサービスを目的とした区画道路と歩行者専用道路によって構成されています。区画道路は通過交通が入り込まない道路パターンとし、住区内環境の保全を重視した計画となっています。

本路線は、このコンセプトを踏まえ、既存の道路やせきれいのみちなどの歩行者ネットワークの利用環境、周辺環境の維持に配慮して、一部区間を掘割構造として計画しています。また、掘割構造としている区間は、車道と隣接する幅員6mの区画道路を上下に分離する計画としています。

また、本路線のルートは、路線中央付近の丘陵や交差する市道大柵第183号線のすりつけなどを勘案した計画としています。

なお、自転車の通行については、本計画福音の中で対応が可能と考えており、道路局が事業実施の段階で関係機関と協議し、決定していくこととなります。

次に、反対意見の2、その他については、既存の6m道路にトラック、トレーラーなどの大型車が通るため家が揺れ、修理工場の車が走行テストをしていて危険である。また、その6m道路は通学路であり、危険であるという意見です。

これに対する見解は、現在の区画道路における交通安全対策などに関する御意見については、所管課に伝えていますというものです。

次に、その他意見の1、構造形式については、新吉田中川線の早渕二丁目地内を掘割方式に変更したことは、地域住民として心から賛意を表す。港北ニュータウンの理念に合致したこの方式は、市の方針にも沿うのではないだろうか。早渕二丁目の新吉田中川線沿道は幹線道路と直面することになるため、透明樹脂の防音壁で覆ってほしいという意見です。

これに対する見解です。

本路線は港北ニュータウンのコンセプトを踏まえ、既存の道路やせきれいのみちなどの歩行者ネットワークの利用環境、周辺環境の維持に配慮して、一部区間を掘割構造として計画しています。

防音壁などの施設の詳細については、道路局が、事業実施の段階で具体的な安全対策なども含め検討し、関係機関と協議の上、決定していくこととなります。

次に、その他意見の2、計画書については、計画書について、「地表式」という構造形式が文字だけで表示されているが、どの区間がどのような道路の形になるのかが全く理解できず、意見の出しようがない。住民に理解できる計画書とするべきであるという意見です。

これに対する見解です。

道路計画の内容については、平成26年10月に道路局が開催した説明会や平成27年1月の都市計画市素案説明会で説明するとともに、説明会の資料などをホームページで公開するなどの情報提供を行ってきました。

都市計画法第17条に基づき縦覧した都市計画案の内容や記載事項については、法令の規程に基づいています。

次に、その他意見の3、情報提供については、独立行政法人都市再生機構が所有していた早渕地区の新吉田中川線を除く部分の分譲が始まっている。土地や建物の購入契約をしてから、道路建設を知るのは気の毒である。新吉田中川線の計画について、地域住民に告

知する看板を設置してほしい。地域住民は、緑道「せきれいのみち」の環境と地域の安全を最大限維持したいと考えている。横浜市が事業化の検討に入る時には、事前に住民への説明会又は意見交換会を開催してほしいという意見です。

これに対する見解です。

都市計画案の区域内に土地を所有している方などに計画内容を記載した説明会の開催案内を配布しているとともに、分譲している事業者には、道路局より情報提供を行っています。

また、都市計画決定後は、都市計画の内容について、引き続きホームページなどにより、情報提供していきます。

事業実施の際には、道路局が「せきれいのみち」や周辺環境への影響とともに安全対策なども含め検討し、説明会などで地域の方への情報提供を行います。

都市計画案に対する意見の要旨と都市計画決定権者の見解についての説明は、以上です。御審議のほどよろしく申し上げます。

●森地会長

議第1089号の質疑に入ります。

ただいまの御説明について、御意見、御質問がありましたらどうぞ。

●高見沢委員

これは前回報告か何かがあった案件ですか。今回初めてですか。

●建築局都市計画課長

今回、初めてです。

●高見沢委員

では、新規に追加するというのは、先ほどの図によると三本主要なものがあって、その一本目ということですか。

●建築局都市計画課長

そういうことです。

●高見沢委員

その場合に、「追加する」というのは、この図面上にこのように追加することまでを指すのか、それとも、特に掘割のところはいいんですけど、平面で事業化しようとしたときに、どういう土地利用にするか、あるいはどのような事業手法で行うとか、いつ頃までにやるのかとか、そういうものをどこまで今、審議しているのかを教えてください。

●道路局企画課長

今回、都市計画決定していくということですので、基本的には赤い枠で示した区間の範囲や、こういう構造形式は平面式でということで、19ページを御覧ください。起点、終点、幅員が何mになるということを都市計画で決定し、事業化の時期などまでは都市計画では決定しません。

●高見沢委員

例えば、特に平面で事業化しようとしている頃の周辺は、用途地域がどうなっていて、今後どのようにするつもりかとか、とりあえず今回、線だけ引いておいて土地利用は後で別途考えるということですか。

●道路局企画課長

既存の用途地域の中に道路を計画することになっていまして、今回この提案では、用途地域等の検討は入っていません。

●高見沢委員

入っていないというのは、それでいいからそのままいいと言っているのか、とりあえず線だけ引いておいて土地利用は後で考えると言っているのか、あるいは道路の構造上、一体的に考えずに済むのでそれでいいと考えているのか。どのように考えているのか、少し分からないので説明してください。

●建築局都市計画課長

現時点で、道路の整備時期や具体的な整備内容というものがまだ固まっていないので、その状況を踏まえて、用途地域等の変更については検討を行っていきます。

勝田町については現在、市街化調整区域となっています。例えば道路ができれば市街化区域にできないのかとか、いわゆる線引きについては都市のスプロールの防止、緑地の保全などの観点を踏まえまして指定していくことになっています。

したがって、都市計画道路ができることを理由にすぐ市街化区域に変更するというものではありません。

●高見沢委員

繰り返しですが、今回は、とにかくこれが必要だということでここに入れるけれど、将来どうするかは今後、考えていくという理解でよろしいですか。

●建築局都市計画課長

そのとおりです。

●森地会長

もともと都市計画制度は事業制度ではなく計画制度だから、今の答えで正しいが、最近、事業直前に都市計画決定するようなケースも間々あって、計画制度と事業制度が何となく本来の形ではなくなっている。住民から見ると、こういう協議をしたときに当然今のような話が出てきているだろうと思います。したがって、具体的にこれからどうしていくかという話は、関係部局で議論しているのではないかと想像します。

●建築局都市計画課地域計画係長

市街化区域の中に、現状、区画整理を行っているところの住宅地を通すという道路計画ということで、地元の人たちともお話をしました。最終的には掘割形式という形で、通常、用途地域等を変える場合に沿道利用ができるか、あとはバッファとしての緩衝機能が必要かという観点で指定しますが、今回の計画においてはそれが不要になるということで、最終的には、用途地域の変更は現時点では不要であると判断しています。

● 建築局都市計画課長

先ほどの一部補足します。

用途地域、当該地は市街化調整区域と言いましたが、勝田町については市街化調整区域です。早渕の地区については第一種低層住居専用地域です。

● 玉野委員

資料の16ですが、航空写真で現況が出ていて、そこに今回の計画のところが赤で示されていて、ちょうど中ほどに緑地があるのですが、そちらを見ると緑地の間を通っていくような形で、資料22に終点と起点があって、ちょうど緑地、山の間を通ることになっているが、この辺の断面図がないので、どのような形になるのか教えてほしい。

● 建築局都市計画課長

詳細な図がありませんが、今、御覧になっている資料の中央あたりに山のように出ているところ、そちらが、委員の御指摘の盛り上がっている緑のところかと思います。

こちらは中央部を削って工事を行っていくことを予定しています。

● 玉野委員

ここは特に保全緑地とかではなくて、民間の山ということですか。

● 建築局都市計画課長

そのとおりです。

● 玉野委員

そうすると、先ほどもありましたが、環境などの問題もあるのと、土地の所有者への確認などはどうなっているか教えてほしい。

● 道路局企画課長

画面は今、航空写真で見えていた図面のほうが分かりやすいかと思いますが、あそこは山というよりは、造成された小山の木がなくなっていて、基本的には宅地状に平らになっているような造成地を、今回の断面図で御覧いただいて分かるように、あの部分を切り通しのような形で削って道路をつくる予定になっていまして、地権者等とは今後、交渉していくようにはなるとはありますが、基本的に現地は緑地のような状況ではありません。

● 小粥委員

先ほど整備時期の話がありましたが、平成20年5月に都市計画道路の見直しをしたときに、優先順位というか、優先的に整備すべき道路で2種類に整備時期が分かれていたかと思います。確認ですが、その二つの時期。今、この191kmの中で何年頃までに優先的にするものと、そうではない、まだ遅らせていいものがあるかと思うが、それが何年だったかを確認していいですか。

● 道路局企画課長

優先整備の路線を、第1期整備路線と第2期に分かれています。第1期は平成27年度頃までに着手となっており、こちらの新吉田中川線については第2期で、平成37年度ごろまでに着手する路線と位置付けています。

●小粥委員

先ほど整備時期がまだ未確定だという話がありましたが、今回追加されたこの路線は、その平成37年度までに整備すべき路線という位置付けでいいということですね。

●道路局企画課長

少し分かりにくい表現になっていますが、平成37年度頃までに着手していく路線ということで、完成時期は、発表されていない状況です。

●小粥委員

都市計画道路に指定されると収用ができるようになります。そうすると、路線上に家がある方などは「では、いつ道路になるのか」というのは当然ものすごく気にする話ですし、また、交通利便性が向上するわけですから、いつこれができる非常に便利になるのかというのは、周辺の方だけではなくて道路を使用する方はみんな気にする話ですあり、追加で指定するわけですから、「このくらいまでにはこの道路ができます」というのを是非住民あるいは市民にも知らせて、追加していただければと思うが、その点についてはどうですか。

●道路局企画課長

基本的には全ての路線でそのように完成時期等をお伝えしたいところですが、現在事業中の路線の完成時期、いつというのが明確でない部分もあります、できる限り、こういった計画がなされた路線については、いつごろ事業に着手しますなど、丁寧に説明していきます。

●小粥委員

御存じのとおり、政令市の中で都市計画道路の整備率が最も低いのは横浜市でして、指定区間も長いですから、是非計画的に整備を行って、利便性が上がりますので、整備を進めていただければと思います。

●小堀委員

計画実施には港北ニュータウンの、このグリーンマトリックスの自動車道と歩行者、それから車いすの人に考慮した道路になっていて、そのコンセプトを崩さない、それは大変素晴らしいと思っておりますので、是非そういう方向で実現してほしい。

もう一点は1人のユーザーとしての要望ですが、私は、実はこの第三京浜の港北ニュータウンの出口を週に二、三回は利用しています。大学の横浜キャンパスと世田谷キャンパスを往復します。利用者として一番困っているのは、港北ニュータウンのところへ出ますと、非常に道路が詰まっていて出られないというので、そこの部分的な改善をしていただかないと、かなり皆さんお困りかと思っています。

●道路局企画課長

現段階では、インターチェンジ周辺の改良の計画はありませんが、何か少しでも改善できるものがあるかどうかについては、いろいろ検討していきます。

●森地会長

それでは、御意見、御質問出尽くしたようですので、議第1089号について、原案どおり了承してよろしいですか。

(異議なし)

●森地会長

原案どおり了承します。

(3) 廃棄物処理施設に関する案件

ア 議第1090号 建築基準法第51条に基づく産業廃棄物処理施設の変更

イ 議第1091号 建築基準法第51条に基づく一般廃棄物処理施設の設置及び産業廃棄物処理施設の変更

●森地会長

次の案件の説明をお願いします。

●建築局建築環境課長

議第1090号及び1091号について、建築基準法第51条に基づく一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の設置及び変更の案件ですので、一括して御説明します。

初めに、建築基準法第51条に関する手続について御説明します。

建築基準法第51条では、卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場、その他政令で定める処理施設として一般廃棄物処理施設や産業廃棄物処理施設等は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ新築し、又は増築してはならないと定めています。ただし、特定行政庁、ここでは横浜市長になります。都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上、支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りではないとしています。

法第51条の許可が必要となる施設の規模ですが、新築の場合は、当該施設の処理能力が政令で定める規模を超える場合には許可が必要となります。増築又は用途変更の場合は、増築、用途変更後の処理能力が政令で定める規模を超える場合、又は従前許可を受けた際の処理能力の1.5倍を超える場合に許可が必要となります。

こちらが、本施設の設置に関わる流れになります。

下の段の審議会が、本日、御審議いただいている都市計画審議会です。本日の審議会に諮る前に、騒音や振動の規制値を定めている生活環境影響調査や、地元住民への説明などを行っています。

今後の手続についてですが、本日の都市計画審議会でも御審議の上、御了承いただいた場合には、答申を受けた後に建築基準法第51条の許可をすることになります。これを受けて事業者は、市に廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく施設の設置許可申請をし、審査、許可を受けた後、施設の工事に着手することとなります。

次に、建築基準法第51条の許可基準について御説明します。

本市では平成18年4月に許可基準を定めていますが、その内容は1、立地、2、周辺環境への配慮、3、道路・交通等、4、周辺住民等への事前説明の4項目です。

1の立地については、工業地域又は工業専用地域に建築することを基本とし、住居系、商業系の用途地域には建築しないこととしています。準工業地域または市街化調整区域の場合は、一定の制限として風致地区、地区計画、建築協定の地区または区域には建築しないことなどを定めています。

2の周辺環境への配慮については、内陸部に処理施設を建築する場合は、原則として学校や病院等に近接しないこととし、特に100m以内にこれらの施設がある場合には、十分な対策を講じることと定めています。

3の道路・交通等については、処理施設から幹線道路に至るまでの道路は、搬出入車両が安全にすれ違うことができる幅員を有すること、また、周辺道路の交通に支障が生じないように対策を講じることと定めています。

4の周辺住民等への事前説明については、許可申請書の提出前までに、周辺住民等に建築計画の内容を説明し、理解を得るよう努めることとしています。

それでは、議第1090号について御説明します。

本案件は、横浜市鶴見区末広町二丁目で平成17年にJFE環境株式会社が許可を得て稼働しています産業廃棄物処理施設において、稼働時間の延長により処理能力の増加を計画するものです。

本施設は平成17年に、がれき類の破碎施設、木くずの破碎施設、廃プラスチックの破碎施設について、許可対象処理能力を超える施設として法第51条の許可を得て稼働しています。今回は、設備稼働時間を延長することで許可を受けた際の1.5倍を超える処理能力となるため、新たに法第51条の許可が必要となります。

次に、申請地ですが、都市計画道路東京大師横浜線の南側に位置し、JR鶴見線浅野駅から南に約700m、新芝浦駅から西に約300mの場所に位置しています。

用途地域は、画面に青色で示しています工業専用地域となっています。

画面は、計画地周辺の状況を示す航空写真です。

北側には、今回の申請者の親会社であるJFEエンジニアリングの工場が立地しています。南東側は、今回の申請者であるJFE環境の産業廃棄物処理施設が立地しています。さらに、東側には物流センターが立地しています。北東側には、ガス配管に関する事業所があります。

また、申請地は、東側で幅員6.9mの私道に接しています。

次に、周辺道路からの搬出入ルートに関して御説明します。

東京大師横浜線の入船橋交差点から幅員14mの市道鶴見337号線及び私道を経由します。市道鶴見337号の現況交通量ですが、一日当たり7,983台です。本施設における1日当たりの搬出入車両は、最大で搬入車両が86台、搬出車両43台、合計129台で、発生交通量は往復で換算し、一日当たり258台となります。

なお、搬出入車両の運行については、神奈川県警鶴見警察署と協議を行い、了解を得ています。

続いて、申請地の施設の現況です。

敷地面積、9,095.6㎡です。建屋の延べ床面積、2,640.36㎡です。敷地に関しては、平成17年許可時の6,600.05㎡からコンテナ置き場等の土地を増やします。

建屋内にて、がれき類、木くず、廃プラスチックの破碎を行っています。

搬入については、敷地東側の出入口から幅員13.2mの構内道路を進入し、重量を測定した後、施設南側より搬入します。搬出については、施設南側から出て時計回りに施設外周を周り、東側の出入口より搬出します。

画面は敷地南側から見た現況写真です。

施設の立面図です。

建物の高さは17.4m、幅は56mです。

次に、処理フローです。

建設系の混合廃棄物が搬入され、計量、選別の後、がれき類、木くず、廃プラスチック類は破碎処理を行い、再生砂、再生砕石、鉄くずといったリサイクル可能な品目と残渣物になります。これらの品目は別の事業所等に搬出され、再利用又は埋め立てられます。

次に、建屋内の施設平面図です。

施設に搬入された廃棄物は、土間選別エリアで品目ごとに選り分けられます。その後、木くず、がれき類、廃プラスチックは一軸破碎機、二軸破碎機、ハンマー破碎機でそれぞれ処理され、品目ごとに搬出されます。

施設内は環境対策として、集塵機及び噴霧装置、散水栓を設置しています。

次に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく生活環境影響調査を行った結果ですが、騒音、振動の予測で本市条例の基準値を下回る結果となりました。

なお、悪臭発生のおそれのある廃棄物は取り扱いません。

次に、周辺住民等への事前説明ですが、敷地周辺一帯は工業専用地域であり、住宅、学校、病院はありません。平成27年4月から6月までの間に隣接4事業所に説明を行いました。反対意見はありませんでした。

施設の概要は、以上のとおりです。

本案件に対する本市の評価としては、

- 1、臨海部の工業専用地域に立地し、工業の利便を害する施設ではなく、周辺に学校等の施設がないこと。
- 2、幹線道路に至る間の道路は十分な幅員を有しており、かつ、施設への搬出入車両は周辺交通量と比較して少ないこと。
- 3、集塵装置、噴霧装置等を設け十分な環境対策を講じていること、また、生活環境影響調査を実施し、騒音、振動の最大予測値が基準値を下回る結果となっていること。
- 4、隣接地の所有者に事業内容を説明し、理解を得ていること。

以上の理由により、敷地の位置は都市計画上、支障がないと考えます。

以上、議第1090号の説明を終わります。

続いて、議第1091号について御説明します。

本案件は、J F E環境株式会社が横浜市鶴見区弁天町において、一般廃棄物処理施設の設置及び産業廃棄物処理施設の変更を計画するものです。

一般廃棄物処理施設については、廃乾電池の選別施設、廃乾電池の破碎施設、廃蛍光灯、水銀の付着した廃電球の混練不溶化施設の3施設の設置、産業廃棄物処理施設については、廃酸又は廃アルカリの中和施設、汚泥の脱水施設の2施設の変更となります。

今回申請の処理施設の一覧を画面に出しました。

一般廃棄物処理施設は、3施設とも新規の許可申請となります。廃乾電池の選別施設、破碎施設を新設し、廃蛍光灯、水銀の付着した廃電球の混練不溶化施設は既存施設の稼働時間を延長することで、許可が必要となります。

産業廃棄物処理施設については、2施設とも平成24年に許可を得ているものの変更となります。廃酸又は廃アルカリの中和施設は、処理施設を増やし、また稼働時間を延長します。汚泥の、脱水施設は既存施設の稼働時間を延長します。どちらも既存施設の処理能力の1.5倍を超えるために許可が必要となります。

まず、一般廃棄物の処理ですが、廃乾電池の選別施設、破碎施設については、処理施設を新設します。計画されている一日当たりの処理能力は、廃乾電池の選別施設が19.2 t、廃乾電池の破碎施設が15.2 tで、許可対象処理能力の5 tを超えますので、法第51条の許可が必要となります。

廃蛍光灯、水銀の付着した廃電球の混練不溶化施設については、平成24年より許可対象処理能力の5 tを下回る処理能力、4.8 tで稼働していました。今回、施設稼働時間を延長し処理能力が10.4 tに増加するため、法第51条の許可が必要となります。

次に、産業廃棄物の処理施設についてですが、廃酸又は廃アルカリの中和施設については、平成24年に許可を得て稼働しています。今回は、ほかの処理を行っている施設を廃酸又は廃アルカリの中和施設に変更し、かつ既存許可施設もあわせて稼働時間を延長する変更です。許可時の1日当たりの処理能力が651.6 m³、今回の変更後の処理能力が1,761.5 m³となり、許可時の1.5倍を超えますので、法第51条の許可が必要となります。

次に、汚泥の脱水施設についてですが、平成24年に許可を得て稼働しています。今回は稼働時間を延長する変更です。許可時の1日当たりの処理能力が785.86 m³、今回の変更後の処理能力が1,916.4 m³となり、許可時の1.5倍を超えますので、法第51条の許可が必要となります。

次に、申請地ですが、都市計画道路東京大師横浜線の南側に位置し、J R鶴見線浅野駅から西に200mの場所に位置しています。

用途地域は、画面に薄い水色でお示ししています工業地域となります。また、申請地の南側には工業専用地域が隣接しています。

画面は、計画地周辺の状況を示す航空写真です。

申請地北側には、入船公園があります。樹木が見える部分が公園用地です。北西側には、印刷工場と清掃用具販売メーカーの工場があります。東側には、J R 鶴見線と搬出入道路があります。200m先に浅野駅があります。南西側には、J R 鶴見線を挟んで大規模な工場があります。

次に、周辺道路からの搬出入ルートについて御説明します。

東京大師横浜線の入船橋交差点から幅員14mの市道337号線、私道及び建築基準法第43条ただし書きの空地を経由します。市道鶴見337号の現況交通量ですが、1日当たり7,983台です。本施設における一日当たりの搬出入車両は、最大で搬入車両が69台、搬出車両9台、合計78台で、発生交通量は、往復で換算して一日当たり156台となります。

なお、搬出入車両の通行については神奈川県警鶴見警察署と協議を行い、了解を得ています。

画面は施設の配置図です。

敷地面積は14,041.2㎡、建屋の延べ面積が3,685.19㎡です。

今回対象の処理については、図に示すAからEの施設で行われます。A棟の位置には焼却炉がありましたが、今回撤去して、新たに建屋を建築します。車両の出入りについては、敷地南東の法第43条ただし書き空地より行います。

まず、廃乾電池の選別施設、破砕施設について御説明します。

まず処理フローについてですが、受入れ、計量の後、選別装置に投入し、混入異物を除去します。そして選別された廃乾電池を破砕装置に投入し、鉄と亜鉛の有価物に分別回収し、搬出されて資源として再利用されます。廃乾電池の選別施設、破砕施設については、敷地中央のAの位置に建屋を新築します。

画面は施設平面図です。

搬入後、保管された廃乾電池は選別施設に投入され、破砕施設を経て鉄、亜鉛といった有価物となります。有価物は再び保管場所に移された後、搬出されます。

こちらが施設立面図です。

建物の大きさは、長さが24m、幅19m、高さ9.03mの鉄骨造です。

続きまして、廃蛍光灯、水銀が付着した廃電球の混練不溶化施設について、まず、処理のフローについて御説明します。

搬入された廃蛍光灯、水銀が付着した電球は、受入れ、計量の後、混練不溶化施設に投入されます。水銀が溶け出さないよう薬剤と一緒に練り混ぜられ、汚泥となります。汚泥は事業所より搬出された後、埋め立てられます。

施設の配置図ですが、施設西側のB棟になります。

次に施設の写真です。

続いて、施設平面図です。

処理施設の写真です。

施設立面図になります。

長さ14m、幅16m、高さ9.83mの鉄骨造です。

続いて、廃酸又は廃アルカリの中和施設について、まず、処理のフローについて御説明します。

主に工場から出た廃酸、廃アルカリを受け入れ、計量します。廃液は中和処理槽に送られ、薬品を投入、攪拌して中和されます。その後、脱水処理された汚泥は搬出され、資源化または埋め立てられます。有機物が多い場合には生物処理を伴う中和を行い、脱水され、残った汚泥は搬出されて焼却されます。中和、脱水の処理水は水質検査後、公共下水道に放流されます。

廃酸又は廃アルカリの中和施設について、まず、Cの施設について御説明します。

続いて、施設の写真です。

この施設は屋外にあります。

次に施設平面図です。

現在は他の処理を行っていますが、今回、中和施設と兼用に用途変更して、稼働時間を延長します。

なお、悪臭防止対策として脱臭装置を設置しています。こちらがその写真です。

画面は施設立面図です。

高さは12.55mです。

続きまして、D棟について御説明します。

こちらでは、廃酸または廃アルカリの中和と汚泥の脱水を行っています。

D棟の平面図です。

廃酸、廃アルカリは、まず中和施設に送られます。今回は、他の処理を行っている2槽を中和施設と兼用に用途変更し、既存の中和施設7槽とあわせて稼働時間を延長します。

こちらが中和施設の写真です。

中和処理の後、脱水施設に送られ、汚泥と処理水に分離されます。脱水施設4基とも稼働時間を延長します。

画面は脱水装置の写真です。

なお、悪臭対策として脱臭装置を設置しています。

廃液処理棟の立面図です。

長さが40.6m、幅20.1m、高さ12.78mの鉄骨造です。

最後にE棟についてですが、敷地の北側に位置しています。こちらは有機物を大量に含む廃酸、廃アルカリの中和・脱水施設です。

続いて、平面図です。

画面左下の脱水施設の稼働時間を延長します。廃酸又は廃アルカリの中和施設については、稼働時間の変更はありません。

悪臭防止対策として、脱臭装置を設置しています。

E棟の立面図です。

長さ40.55m、幅20.5m、高さ10.7mの鉄筋コンクリート造です。

次に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく生活環境影響調査を行った結果ですが、騒音、振動、悪臭の予測で本市条例の基準値を下回る結果となりました。

次に、隣接地権者等への事業説明ですが、申請地の近隣に学校、病院等の施設はありません。

なお、この施設計画について計画地の隣接3事業者へ事業説明を行いました。反対意見はありませんでした。

施設の概要は、以上のとおりです。

本案件に対する本市の評価としては、1、工業地域に立地し、工業の利便を害する施設ではなく、周辺に学校等の施設もないこと。

2、幹線道路に至る間の道路は十分な幅員を有しており、かつ、施設への搬出入車両は周辺交通量と比較して少ないこと。

3、騒音・振動源となる設備を囲い、悪臭源に対して脱臭設備を設置するなど、十分な環境対策を講じていること。また、生活環境影響調査を実施し、騒音、振動、悪臭の最大予測値が基準値を下回る結果となっていること。

4、隣接地の所有者に事業内容を説明し、理解を得ていること。

以上の理由により、敷地の位置は都市計画上、支障がないと考えます。

以上、議第1091号の説明を終わります。よろしく御審議をお願いします。

●森地会長

議第1090号、第1091号の質疑に入ります。

本件については全体についての御意見もあると思いますので、質疑について2件まとめて行う方法をとりたいと思います。よろしいですか。

(異議なし)

●森地会長

それでは、ただいまの2件について御意見、御質問がありますか。

●高見沢委員

これは最初に議論したときのことも覚えているのですが、後半の案件ですが、学校、病院等の施設なしの、その「等」の中にはこの直近といいますか、北側あるいは西側に、グラウンド等がありますが、これは「等」に入らないという理解でいいかどうか1点。

それから、施設自体は非常に重要な施設なので認めるという方向でいいと思うのですが、今回、施設の増強によって廃酸、廃アルカリの施設がかなり稼働するようになることを勝手に想像しますと、夏場等に悪臭等が、グラウンドでいろいろ練習したりするとき差障りがあるかもしれないと思うのですが、周辺への説明という中にも入っていないし、その辺が、もし何かあった場合にどうなるかを若干心配はするけれど、その辺の解釈はどのようなになっているのか、教えてほしい。

● 建築局建築環境課長

まず、公園が「等」の中に入らないかについてお答えします。

公園は、入りません。

● 森地会長

グラウンドはどうですか。

● 建築局建築環境課長

グラウンドも同じです。

● 高見沢委員

常時多くの人がそこにずっといるという状態でない施設は、常時いないため「等」ではない、そういうことですか。それとも何かマニュアルがあり、「等」にはこれは含まないとか書いてあるのですか。

● 建築局建築環境課長

周辺環境のところで「学校、病院等とは」ということで限定列挙されていまして、学校、病院、診療所、それから児童福祉施設もしくは老人福祉施設、または住居系の用途地域内の住宅とするというふうに、これは第51条に基づく運用基準に載っています。

● 森地会長

ということは、学校のグラウンドは入りますか。

● 建築局建築環境課長

学校のグラウンドは学校の中に入りますので、入ります。

● 森地会長

影響についてはどうですか。

● 資源循環局産業廃棄物対策課施設指導係長

ケミカル工場の悪臭についてですが、工場の敷地境界においてどれぐらいの悪臭が発生するかという生活環境影響評価を行っていて、その中で基準未満ということを確認しているので、問題ないと考えています。

● 高見沢委員

これでいくと、15に対して10未満になっているという結果があるからいいだろう、そういうことですね。

● 資源循環局産業廃棄物対策課施設指導係長

そのとおりです。

● 小堀委員

ここは新設部分を除いて、最初にできたときは環境アセスの審議案件になっていたのかがどうか1点。

それから酸、アルカリは多分海へ処理水として流すのかと思うのですが、量が多くなると中和しても全体のイオン量の負荷量が増えると思います。それはどのように考えているのか、その点、伺いたいと思います。

●資源循環局産業廃棄物対策課施設指導係長

新設のときにアセスを実施しています。

排水についてですが、ここの排水は公共用水域に放流するのではなくて、下水道に放流する計画です。

●小堀委員

最後の部分をもう一度。

●資源循環局産業廃棄物対策課施設指導係長

公共用水域、海等ではなく、下水道に放流するという計画です。

●小堀委員

今後、量が増えることになると、イオンとしてのトータルの負荷量が増えるわけですね。

●資源循環局産業廃棄物対策課施設指導係長

公共下水道への放流については、排水基準を満足していることを確認して放流することになっています。

●小堀委員

最初の質問ですが、最初のはアセスの対象ということで、いろいろなことについて配慮して建っていると考えていいですね。

●資源循環局産業廃棄物対策課施設指導係長

そのとおりです。

●森地会長

それでは、御意見、御質問出尽くしたようですので、議第1090号及び第1091号は一体の都市計画ではありませんが、まとめて決をとる方法をとりたいと思います。よろしいですか。

(異議なし)

●森地会長

それでは、議第1090号、第1091号の各案件について、原案どおり了承してよろしいですか。

(異議なし)

●森地会長

両案件について、原案どおり了承します。

ここで、梶村委員が出席されましたので、御紹介します。

●梶村委員

よろしくおねがいします。

9 報告事項

- (1) 横浜市都市計画マスタープラン区プラン（西区プラン及び泉区プラン）の改定について

●森地会長

本日の審議案件は以上ですが、報告事項が1件あります。

説明をお願いします。

●西区総務部区政推進課長

横浜市都市計画マスタープラン西区プラン及び泉区プランの改定素案について御説明します。

これらのプランは現在、市民意見募集を行っています。本日は、都市計画審議会の委員の皆様から御意見をいただくために御報告します。

「都市計画マスタープラン」は、都市計画法に規定されている市町村の都市計画に関する基本的な方針です。「横浜市都市計画マスタープラン」では、全体構想と、地域別構想として区プラン及び地区プランを設けています。全体構想は、横浜市の市域全体の都市計画の基本的な方向を示しています。地域別構想の区プランは、区の将来像等を示すとともに、市民の皆様と協働でまちづくりを進めていく上での基本的な方針を示しています。地区プランは、より詳細な都市計画の方針を示す必要がある地区において、地区の実情に応じて定めています。

「横浜市都市計画マスタープラン」の改定状況ですが、全体構想は平成24年度に全面改定を行いました。地域別構想のうち区プランは、現在、18区全てのプランを策定していますが、平成31年度までに全ての区プランを改定することを目標に、各区の実情に応じて順次検討を始めています。

改定状況については、緑区、港北区では平成26年度に改定が終わり、都筑区は今年度、西区と泉区については平成28年度の改定を目指しています。

それでは、「横浜市都市計画マスタープラン西区プラン」の改定の内容について、御説明します。

素案の冊子と概要版を配付していますので、後ほど御覧ください。

ここで、資料の修正をお知らせします。

図版に修正が生じたので、改定素案冊子の差し替え用のページを3枚クリップ止めで配付しました。大変お手数ですが、該当ページの差し替えをお願いします。概要版3ページの図版、本日のスライド20の図版も同様に修正になりますので、「素案冊子P52差替用」の図版とあわせて御覧ください。

まず、西区の改定の進め方について御説明します。

西区プランは平成15年2月に策定され、現在、改定作業を進めています。改定素案作成に先立ち、平成26年度に、区民の皆様にもまちづくりに関して意見募集を行いました。現在、平成27年9月4日までの期間で改定素案に対する意見募集を行っており、平成27年8月には説明会を2回開催しました。

次に、西区のまちの構成について御説明します。

区域は、中央に流れる帷子川の河口部に広がる平地部と、それを挟む南北の丘陵部及び

臨海部によって構成されています。

まちづくりの主な進展状況としては、エキサイトよこはま22の策定、みなとみらい21中央地区土地区画整理事業の完了、みなとみらい線、東急東横線、東京メトロ副都心線等の5社相互直通運転開始などが挙げられます。その他、御覧のような進展がありました。プラン構成の改定について御説明します。

今回の改定で、全体構想のテーマ別方針に合わせ、2章の2-1に「土地利用の方針」に当たる「多様な暮らしと都心の魅力が調和するまちづくり」を入れ込みました。また、3章の地区別方針について、現行の「4地区」を「5地区」にしました。

次に、西区のまちづくりの課題と目標について御説明します。

一点目は、土地利用の変化です。住宅や商店の混在、臨海部の業務・商業施設の集積など多様性に富んでおり、それらの共存、調和が求められています。

二点目は、新たな人口流入とライフスタイルの多様化です。鉄道駅周辺等での共同住宅建設による子育て世帯の増加、丘陵部での高齢化の進行など、ライフスタイルが多様化しています。

三点目は、地域課題を解決できるコミュニティづくりです。住民の高齢化が進み、地域の担い手が不足し、事業者のまちづくり活動への参加や貢献が必要です。

四点目は、都市防災の必要性です。洪水や高潮、地震による津波災害や内水氾濫への対応が求められています。

五点目は、交通環境の変化です。コミュニティサイクル等の身近な交通システムのニーズに対応した歩行者環境等の整備、改善の必要があります。

六点目は、地域資源の保全・活用です。区民の皆様、就業者、来街者が区内の地域資源を共有し、発信することで、区の魅力と愛着を向上させることが必要です。

七点目は、環境負荷の低減です。環境に配慮したまちづくりの視点、身近な地域や区民一人一人の取組が重要です。

八点目は、地域の活性化です。後継者不足による空き店舗の増加など、商店街の活性化が求められています。

次に、将来都市構造について御説明します。

都市構造の主要構成要素として、交通ネットワーク：鉄道、交通ネットワーク：道路、水・緑・地域資源、拠点とゾーンに着目し、これらの構成要素の保全・強化を図ることとしています。

次に、テーマ別方針について御説明します。

先ほど御説明した8つの課題に対応し、8つのテーマを設定しています。

方針については追加、変更した点を赤字で示しています。

多様な暮らしと都心の魅力が調和するまちづくりでは、住居系土地利用や業務・商業系土地利用を現況を踏まえて配置し、多様で魅力ある暮らし方、働き方が共存できる方針としました。

誰もが安心して暮らせるまちづくりでは、高齢者向け住宅等の供給、新たな小学校の設置、児童・生徒数に応じた学校環境の整備等を追記しました。

活気あるコミュニティづくりでは、住民や事業者の地域活動、まちづくり活動への参加や協力の働きかけの促進等を追記しました。

災害に強い安全なまちづくりでは、地震・火災・津波に強いまちづくりとして、東日本大震災以降に策定された地震火災対応方針の対象地域についての考え方を追記しました。また風水害に強いまちづくりとして、帷子川などの護岸改修、しゅんせつ等、洪水や高潮などの風水害の対策を追記しました。特に横浜駅周辺地区では、駅周辺に甚大な浸水被害を起こした平成16年の台風22号と同等の、時間降雨量74mmに対応した下水道整備に取り組んでいくことを明記しました。

円滑な交通ネットワークづくりでは、東海道貨物支線の旅客線化、都心の回遊性を高める新たな交通システムの導入について追記しました。また、コミュニティサイクルなどの身近な交通システム等についても追記しました。

地域資源を生かしたまちづくりでは、区制70周年をきっかけに始まった、地域資源の魅力発信の取組等について追記しました。

環境にやさしいまちづくりでは、区民の皆様、事業者、行政が一体となった廃棄物の発生抑制等、循環型社会に向けた取組み、低炭素まちづくりの推進等について追記しました。

活力にみちたまちづくりでは、空き家や空き店舗などの適正管理や利活用、MICEの開催、誘致などによる国際交流の推進等について追記しました。

次に、地区別方針について御説明します。

地区割りについては、地域活動を行う複数の町内会のまとまりである連合町内会の区域をもとに、現行の4地区から5地区に変更しました。そのうち北部・中部・南部地区については地震火災対策方針の対象地域が含まれるため、その取組について明記しました。また、横浜駅周辺地区については、平成21年に策定された「エキサイトよこはま22」の内容を反映させました。みなとみらい21地区については、平成27年に策定された「みなとみらい2050プロジェクトアクションプラン」の内容を反映しました。この2地区については、平成27年に策定された「横浜市都心臨海部再生マスタープラン」の内容もあわせて反映させています。

最後に、まちづくりの推進について御説明します。

ここでは区民の皆様、事業者、行政に加え区外隣接地域・来街者を追記し、それぞれの役割を明記しました。

以上で西区プランの主な改定点について御説明を終わります。

● 泉区総務部区政推進課長

「横浜市都市計画マスタープラン泉区プラン」の改定について、説明します。

初めに、泉区プラン改定の進め方について説明します。

泉区では平成25年度、26年度と、泉区地域協議会や区民意識調査の意見などを参考にし、

改定素案を検討してきました。平成27年度は改定素案を公表するとともに、現在は平成27年8月10日から平成27年9月9日の期間で市民意見募集を行っています。

なお、平成27年8月23日、24日に改定素案の区民説明会を開催しました。

続いて、泉区のまちの構成について説明します。

泉区の鉄道は、相鉄いずみ野線と市営地下鉄ブルーラインが通っており、鉄道駅は9駅あります。幹線道路は、区の中央を東西方向に通る横浜伊勢原線と、区の西側を南北方向に通る環状4号線を中心に構成されています。

また、区域の約半分が市街化調整区域となっていることが特徴となっています。

次に、改定の背景です。

まず、泉区の社会情勢の変化について説明します。

一点目は、人口についてです。横浜市将来人口推計によると、横浜市全体の人口は平成31年をピークに減少に転じると予想されていますが、泉区では既に平成23年から人口が減少しており、少子・高齢化も進行しています。

二点目は、新たなまちづくりの可能性についてです。今後、相鉄・JR及び相鉄・東急の相互直通運転の開始、泉ゆめが丘地区土地区画整理事業による新たなまちづくり、旧深谷通信所の跡地利用など、泉区を取り巻く状況に大きな変化が見込まれています。

三点目は、東日本大震災や大雨の発生についてです。災害に強いまちづくりを進めることが課題となっています。

続いて、改定のポイントについて説明します。

今回の改定では左側、現行プランの2の(3)の2)土地利用の方針と、3のまちづくりの方針をあわせ、右側、改定素案の3の部門別の方針に示すとおり土地利用の方針、交通の方針、環境の方針、防災等の方針の4部門に再構成し、内容を全面的に見直しました。

次に、将来都市構造について説明します。

一点目は、生活拠点です。鉄道駅周辺を生活拠点に位置付け、各駅の地域特性に応じた機能の集積を図ることとしています。

二点目は、交通ネットワークです。2路線の鉄道と縦横の幹線道路を軸として形成することとしています。

三点目は、水と緑の拠点です。横浜市緑の10大拠点を中心に、河川、樹林地、農地などが一体となった環境を保全することとしています。

ここからは、部門別の方針を説明します。

まず、土地利用の方針です。

市街化区域については、住宅を中心に商業・業務施設や水・緑の環境などが適切に配置された、バランスのよい土地利用を図り、良好な市街地を形成することとしました。駅周辺については、各駅の特徴に応じ、商業施設、サービス施設、高齢者や子育て世帯向けの住宅などの立地を図り、多世代が住みやすいまちづくりを進めていくこととしました。

市街化調整区域については、樹林地、農地などの環境を生かし、水・緑が豊かなまちづ

くりを進めていくこととしました。そのために市街化を抑制することを基本とし、緑地の保全を図るとともに、土地利用が転換される場合は周辺の土地利用状況を踏まえた対応を図ることとしました。

また、市街化区域の縁辺部や幹線道路沿道については、都市計画制度の活用などにより、地域の実情に応じた対応を図ることとしました。

大規模な土地利用転換がある場合には、環境に配慮した計画を検討するとともに、地域の特性に応じた適切な土地利用の誘導や、地域に必要な機能の導入を検討することとしました。

次に、交通の方針です。

幹線道路の整備については、交通渋滞の解消や地域道路との機能分担、災害時の輸送機能を確保するため、都市計画道路の整備を進めていくこととしました。道路空間の整備については、誰もが安心して移動できるように、道路空間全体の安全性や快適性の向上を図ること、また、地域に密着した地域道路について、交通環境の改善を進めていくこととしました。公共交通については、鉄道駅までの交通手段の維持・充実、公共交通ネットワークの充実に向けた取組を進めていくこととしました。

続いて、環境の方針です。

水辺空間の保全と創出については、水辺に親しみ、触れ合うための環境整備を進めていくとともに、水辺の良好な環境を守るための地域活動を支援していくこととしました。緑の保全と創出については、樹林地を初めとした緑地の保全を進めるとともに、地域に身近な緑の環境を維持・充実すること、また、樹林地、公園の良好な環境を守るための地域活動を支援していくこととしました。

農地の保全と活用については、農地が持つ環境面での役割も踏まえ、農家支援などの農業振興を推進していくとともに、農に親しむ取組を進めていくこととしました。

環境負荷の少ない暮らしとまちづくりについては、各家庭や地域における環境にやさしい交通行動や省エネ行動の推進などにより、温暖化やヒートアイランド対策を進めていくこととしました。

続いて、防災等の方針です。

地震への対策については、地震発生時の建築物の倒壊や火災による被害を防ぐための対策を進めていくこと、また、発災時の緊急輸送の確保やライフライン機能の確保など、災害に備えた環境整備を進めていくこととしました。

地域の防災・防犯力の向上については、地域防災拠点の機能強化や地域と連携した防災・防犯の取組を進めていくこと、また、一人一人の防災・防犯意識の向上や地域で助け合いのできる関係づくりを進めていくこととしました。

水害等への対策については、大雨などによる被害を防ぐため、総合的な浸水対策や土砂災害対策を進めていくこととしました。

最後に、泉区プランの実現に向けてです。

ここでは区民、事業者、行政それぞれの役割について記載し、泉区プランを共有することや、三者の協力、連携について記載しました。

説明は、以上です。

●森地会長

ただいまの報告事項について、御意見、御質問がありますか。

●橋本委員

西区のプランについて、確認のため御質問をします。

資料の18番になりますか、テーマ別方針の2、誰もが安心して暮らせるまちづくりとあります。四つポイントがありますが、その二つ目、高齢者や障害者が自分らしく生活を送れる環境づくりとあります。例示がないので具体的なイメージが、これはどのようにもとれてしまうように、なかなか具体的なイメージが私には理解できませんので、これについての補足説明、具体的に何をもってこの環境づくりとしているのかを教えてくださいというのが一点です。

もう一点、その上に例示として、誰もが安心して生活できる環境づくりとあります。高齢者向け住宅は最近はいろいろな形態です。それこそライフスタイルに合わせていろいろな住宅を選ぶとなっていますが、この「等」の部分を実体的にどの程度の範囲まで、今、具体的に想像または想定しているのか、教えてください。

●西区総務部区政推進課長

まず1点目の、テーマ別方針2の高齢者や障害者が自分らしく生活を送れる環境づくりというところですが、こちらに関しては地域ケアプラザ、障害者地域活動ホーム、精神障害者生活支援センター、こういった関係機関と各関係施設との連携を強めて、高齢者や障害者が地域の中で自分らしい日常生活が送れる環境づくりなどを進めていきたいと考えています。

二点目の誰もが安心して生活できる環境づくりというところですが、こちらに関しては住宅のバリアフリー化の支援などのほか、高齢者向け住宅や障害者向け住宅の供給などを進め、高齢者の方々、あるいは障害者の方々が安心して元気で生活できる環境づくりを進めますということで、資料に書いているとおりのことを検討しているところです。

今のところは、こちらの「西区まちづくり方針改定素案」冊子になってますが、まず1点目の御質問は44ページ、こちらが一番上、方針2のところ「高齢者や障害者が自分らしく生活を送れる環境づくり」と書いていますが、その1点目の黒丸に記載しています。

二つ目に御質問ですが、1ページ戻りますと一番下、方針1、誰もが安心して生活できる環境づくりの一つ目の黒丸に住宅のバリアフリー化の支援などのほか、高齢者向け住宅や障害者向け住宅の供給などを進め、高齢者や障害者が安心して元気に生活できる環境づくりを進めます、と記載しています。

●橋本委員

障害者についても入っているということは今、確認して、安心しました。ありがとうございます

ざいます。

●梶村委員

当該区なものですから、泉区のことでも質問します。

まず、市民意見を今、募集かけていますね。平成27年9月9日まで。いろいろな市民意見があったものに対してどういう措置をとられるのか、聞かせてほしい。

●泉区総務部区政推進課長

今現在、市民意見募集を平成27年9月9日までということで募集していますが、これは非常に貴重な意見ということで、承りたいと思っています。改定素案に対する御意見ですが、横浜市の基本構想、長期ビジョン等上位計画の整合性、各局所管の事業等と計画等の整合性の範囲内においてどのようにプランに掲載できるものか、一つひとつしっかりと、できる限り検討し、現行の案に反映させていきたいと考えています。

また、いただいた御意見と区の見解については、今後、意見集としてまとめて公表を予定しています。区民の皆様のみちづくりへのニーズなどを広く共有させていただき貴重な機会と捉え、区政に生かしていきます。

●梶村委員

泉区の現況を見ていくと分かるが、市街化調整区域と第一種低層住居専用地域で85.2%です。ですからコンビニ一つできないまちになってしまっている。市街化調整区域については、幹線道路のうち幹線店舗というのができるのですが、調整はいいが、実際この一種低層の中に買い物難民みたいなものがどんどん誕生するような状況が、いつまでもこの状態だとできてしまう。ですから、都市計画道路だけではなくて幹線道路、かまくら道もありますから。周辺については、やはり一種中高層的なものがないと、まさにこれ買い物難民になってしまう。

このことについての問合せが相当あると思うが、その辺についての回答をどうするのか、聞いておきたい。

●建築局都市計画課長

ただいまの御質問ですが、調整区域の土地利用、第一種低層住居専用のエリアでの商業施設の立地については、地域の用途地域等を今後どうしていくかということと関係があります。現在、泉区が進めている区プランは都市計画の方針を示しているものではありませんが、すぐ個別の都市計画の変更ということにはならないけれど、今後、用途地域の変更を初め区のみちづくりに関連する都市計画を検討するに当たって、区プランを見据えながら、中長期的な対応も含めて検討していきます。

●大岩委員

西区と泉区一つずつ、中期的なプランということなので、どのような形で盛り込んでいるのか、まだ途中の内容もあると思うが、二点質問したい。

西区については東横線の跡地が、今、廃線になってどのように使っていくのか議論されていると思うが、まちづくりの上でも観光の視点等をとっても重要な開発のプランになっ

てくると思うので、どのような形で進めていくのか、聞きたい。

もし決まっていなくてあれば、プランの中にはどのような形で盛り込んでいるのかというところを教えてください。

二点目は、泉区は神明台の処分地がかなりの範囲というか、土地の面積になっていると思うが、土壌をどうするのかというところを含めて、利用がなかなか限定的になるのかもしれないが、区プランの中でも重要な位置付けだと思うので、中長期的にどのように位置付けているのか、その二点について確認したい。

●西区総務部区政推進課長

一点目の、東横線の跡地の整備の関係ですが、大岩委員の御意見のとおり、利活用できるものなのかなと我々も考えています。

現状どうなっているかといいますと、西区の改定素案の54ページを御覧いただきますと盛り込んでいますが、現在、東横線跡地については、歩行者専用の遊歩道として検討及び整備を進めていて、平成26年に桜木町西口広場をオープンしています。平成28年度末には桜木町から紅葉坂交差点までの区間を開通する予定となっています。順次、横浜駅までの区間を整備していくということで、横浜駅までの整備は平成33年までとなっています。

方針3に書いていますが、歩道や歩道橋等のバリアフリー化を進め、誰もが安全で快適に移動できる歩行者空間の充実を図るということで、一番下に東横線のところも書いていますが、跡地を遊歩道として整備するなど、隣接する地域間の回遊性の向上を図っていきたいということです。

●泉区総務部区政推進課長

泉区プランの30ページですが、(4)大規模な土地利用のウに記載していますとおり、神明台については今現在、処分地の廃止基準を満たすまでは適正な維持管理を続けるということで考えています。ごみの受入れについては終了したということですが、実際その廃止基準を満たすまではこのままということですが、この状況を踏まえながら暫定利用などを、スポーツ広場等の利用を続けていますので、その利用を続けながら本格利用を検討するという形で、今後とも良好な土地利用を検討していく予定です。

●小堀委員

西区のことで少し質問したいが、まちづくり方針の93ページ、第4章の区の3つの役割の一番目として、住民参加によるまちづくりの推進が挙げられていますが、この地区は、例えばみなとみらい21地区、ここも今、みなとみらい2050のアクションプランが大学、事業者、いろいろな方が参加して作っていますが、ここで言う住民参加の住民の内容ですが、夜、多分昼間ここへ来て働いている人が圧倒的に多いと思います。マンションもなくはありませんが。そういうときに、他の地区とここの住民というのは、ここに住民権があって住んでいる人と、それから国際的なまちづくりに貢献して、このようにしてほしいという人と、多様な人がいると思います。

ですから、この場合の市民参加の市民のあり方というのは、おそらくほかとは違うと思

いますので、そこを念頭に入れていくことが必要かと思いいどのように考えているのか質問したい。

●西区総務部区政推進課長

昼間働いている方については事業者という形で区分しています。当然その事業者からも御協力いただきながら、御意見いただきながら進めていきたいと考えています。

●小堀委員

先ほど東横線の廃線のことが話題になって、いいプランができていますのかと思いますが、そういうものは、住民がどういう計画案であるかを知ることができますか。そういう状況になっていますか。

ニューヨークのハイラインというすごくいい、私、見に行ったことがあるのですが、本当に多くの方が利用して、廃線だから本当に狭いところですが、是非そういういい実例、本当に人が憩えて、それから一つ一つのベンチも本当に素敵です。しゃれていて、横浜でも世界の人を魅了する素敵なデザイン、になっているのかどうか、私自身も見てみたいが、そういう案はいつ頃、この区民だけでなく横浜市民、あるいはそうでない人も見られたり、あるいは意見を反映したりできるのか、そういう機会もあるのかどうか教えてほしい。

●西区総務部区政推進課長

住民の皆様には周辺の戸部町あるいは高島町などの地域の方には説明会を開催して、御意見等を伺っています。その他の地域の方もという話と思いますが、いろいろな機会を捉えて、例えばホームページで御紹介したり、地域の方には既に御説明しています。

●小堀委員

是非、世界を魅了する最もスマートな環境未来都市を目指しているということですので、緑豊かな、そういういいデザインを考えていただければと思い、期待しています

●森地会長

意見募集は、別に住民登録していない人も出せますか。

●西区総務部区政推進課長

出せます。

●森地会長

いろいろなところで広報していて、ホームページにも出ていて、だから事業者だけではなく、そこに来ている昼間人口の人も意見を出せるようになっているはずですね。

●西区総務部区政推進課長

はい。

●星野委員

泉区にお願いします。資料の41、42の環境方針です。

一つは親水拠点、駅の近くに8カ所くらいあるのかな、それを今後増やしていくのか、それからその拠点をつなげる、そういう計画はあるのかということです。

二つ目の質問は、親水公園的なものができると思うが、いずれにしても施行に多額のお

金がかかるし維持管理も相当かかると思う。親水公園的なものをどのように活用していくのかという活用プラン、方針ですか、そういうものがあったら教えてほしいと思います。

●泉区総務部区政推進課長

まず、整備についてですが、今現在では再整備が中心となっていて、直近ではいずみ中央駅のすぐ目の前にあります地蔵原の水辺が再整備を完了しています。

特に新規の整備を予定しているものではありません。

また、今後どのような活用をしていくかということですが、やはり今後、健康ということも非常に大きなテーマだと考えていまして、それに資するような、健康道づくり的な活用や、また、広く区民の方に親しんでいただけるような、去年は地蔵原の水辺においてもスマートイルミネーションという夜間のイベントですが、初めて活用するような形で行い、従来いろいろな方法で楽しんでいる方も多いのですが、来たことがない方にもやはり知らせていきたいと区でも考えていますので、多様な活用を図っていきたいと思っています。

●星野委員

活用の件ですが、できたらもう少し、将来子供たちの学習とか研究とか、水質改善とか、そういうことも次年度以降、考えておいてほしい。

●泉区総務部区政推進課長

貴重な御意見ありがとうございます。

●小堀委員

泉区ですが、説明の最後、それから改定素案の45ページに、同じ図が出ていて、泉区のまちづくり、区民、事業者、行政、いずれも「協力・連携」というので内容がありません。これは余りに寂しい。

それから、45ページの内容もかなり抽象的で、少なくともこの素案には、前に書いてあるいろいろな計画案があるわけですから、その中でこの三つがどういう役割分担をもって協力、推進するのかというのを例えば表にして、見ただけで分かるような、それでないと素案とは言えないのではないかと。ここら辺、少し工夫をお願いしたい。具体的でないと区民は分からないと思います。

例えば内水氾濫、そういうものも市民でないとできない部分があると思います。例えば、内水氾濫は起こってもすぐ水が引いてしまいます。どれぐらい水がたまったのか、それから引いたのか、どれぐらい浸水したのかというのは、市民の人に、このごろはスマートフォンなどで撮って、GPS機能もありますから、情報を寄せてもらう。そういうことは区では今までないことですので、細かい情報がない。リスクのマップに市民の情報を入れるとか、あるいはリスクマネジメントやリスクコミュニケーションも大変大事になって、行政の区プランかもしれないが区民の人が協力して初めて成り立ち、そして協力・連携ができると思うが、そこら辺の、特に内水氾濫のように新しいものについては、三者それぞれがどういう連携と役割をするのかというのはもう少し具体的に書き込んでこそ素案だと思いますので、よろしくをお願いします。

●泉区総務部区政推進課長

今、防災のお話、泉区としても非常に大きなテーマと考えていまして、貴重な御意見ありがとうございます。

また、こちらの表記ですが、さまざまな面で事業者の方も区民の方も、もちろん私ども行政も様々な協力・連携の仕方があるということを包括して、非常に抽象的に書いているので、今のような言葉だったと思います。御意見ありがとうございます。

●森地会長

それでは、以上で報告を終わりたいと思います。

10 その他

●森地会長

最後に、事務局から事務連絡をお願いします。

●建築局都市計画課調査係長

次回の開催について御説明します。

次回の開催は、平成27年11月20日金曜日、午後2時開始を予定しています。会場は本日より同じ、明治安田生命ラジオ日本ビル3階、ラジオ日本クリエイトA B会議室を予定しています。

正式な開催通知については、後日、改めてお送りしますので、御確認くださいませようよろしくお願いします。

事務局からの連絡は、以上になります。

11 閉 会

●森地会長

以上をもちまして、第138回横浜市都市計画審議会を閉会します。

本日は長時間にわたり御審議いただきまして、ありがとうございました。

—了—